

鳴門市地域防災計画

【直下型地震対策編】

鳴門市地域防災計画 目次

直下型地震対策編

第1章	災害予防	T - 1
第1節	建築物等の耐震化	T - 1
第2節	都市防災機能の強化	T - 1
第3節	土砂災害等予防対策	T - 1
第4節	活断層変位による災害の予防対策	T - 2
第5節	水道施設の耐震化	T - 15
第6節	危険物等の災害予防対策	T - 15
第7節	避難対策の充実	T - 15
第8節	火災予防対策の充実	T - 15
第9節	自治体業務継続計画（BCP）	T - 15

直下型地震対策編

第1章 災害予防

第1節 建築物等の耐震化

■南海トラフ地震対策編を参照。

第2節 都市防災機能の強化

■南海トラフ地震対策編を参照。

第3節 土砂災害等予防対策

■共通対策編第2章第1.5節「土砂災害等予防対策」を参照。

第4節 活断層変位による災害の予防対策

第1 方針

本県では、讃岐山脈南縁部に「中央構造線」が縦断しており、中央構造線活断層帯（讃岐山脈—石鎚山脈北縁東部区間）を震源とする直下型地震の発生確率は30年以内でほぼ0～0.4%で、我が国の主な活断層における相対的評価は「Aランク（やや高い）」に区分されている。

本市においても、この断層帯を構成する断層のうち、大手海岸から讃岐山脈のほぼ南縁に沿って延びる「鳴門断層」と、その少し南側を並走する「鳴門南断層」の2つの活断層が通っている。

特に活断層の直上では対策をしても、地表面の「ずれ」による建物倒壊等の被害を免れることは困難と考えられることから、県は、こうした「活断層のずれ」に伴う被害を未然に防ぐため、長期的に緩やかな「土地利用の適正化」を図っている。

「土地利用の適正化」について、市は、市民等に対し、県が規定する「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の周知・啓発に努める。

第2 内容

1 鳴門市域の活断層

徳島県中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）活断層図 凡例

記号 Legend	
活断層	断層崖、谷の屈曲や尾根の屈曲など各種の活断層の地形が明確で、位置が確かなもの。
活断層（位置やや不明確）	活断層の地形が、侵食や堆積作用、あるいは人工的な要因で変更されたため、位置及び延長が明確には特定できないもの。
活断層（活撓曲） <small>かつとうきょく</small>	変位がやわらかい地層内でひろがり、地表には崖(段差)ではなく「たわみ」として現れたもの。たわみの範囲を示す。
活断層（伏在部） <small>ふくざいぶ</small>	新たな地層(扇状地堆積物、沖積層など)に被覆され、変位を示す地形が直接現れていないもの。
活断層（伏在活撓曲） （位置不明確） <small>ふくざいかつとうきょく</small>	新しい地層に覆われて、断層地形が地表で確認されていないが、物理探査などによりその存在が確認されているもの。ボーリングなどにより断層の直接的な確認が行われていないため、その位置は不明確。 地下の堆積物(沖積層)には「たわみ」が形成。
推定活断層	活断層の存在が推定されるが、現時点では変位地形やその変位基準の年代が明確には特定できないもの。
縦ずれ	活断層の動きに伴う上下方向の変位の向き。相対的に低下している側に短線を付す。
変位した谷線	活断層の横ずれ活動により変位した谷線。
変位した段丘崖	活断層の横ずれ活動により変位した段丘崖。
活断層露頭	活断層の露頭(破碎帯を含む)。
ボーリング地点	活断層位置を推定した重要なボーリング地点。
トレンチ調査地点	活断層の通過地点にトレンチ(溝)を掘り、断層運動の解読調査を行った地点。
反射法弾性波測線	反射法弾性波探査を実施した測線。

2 震度分布及び被害想定公表

県は、中央構造線活断層地震が発生した場合における震度分布及び人的・物的被害の想定について、学識経験者等による検討委員会の意見も踏まえ策定し、公表する。

市は、公表される震度分布及び人的・物的の被害について市民へ周知・啓発に努める。

3 「多数の人が利用する施設」及び「危険物を貯蔵する施設」等の被害軽減対策

(1) 「特定活断層調査区域」の周知・啓発

県は、活断層の変位による被害を防止するため、活断層の位置に関する調査が必要な区域を「特定活断層調査区域」として平成25年8月30日に指定した。

市は、市民等に対し、この「特定活断層調査区域」について周知・啓発に努める。

(2) 「特定活断層調査区域」における土地利用の適正化等

「特定活断層調査区域」において、倒壊等することで多くの人への危害が懸念される一定規模以上の学校、病院その他の「多数の人が利用する建築物」及び周辺への二次的な影響が懸念される一定量以上の火薬類、石油類その他「危険物を貯蔵する施設」（以下「特定施設」という。）の新築等（新築、改築、移転）を行う場合には、事業者が活断層の調査を行い、活断層の直上を避けて新築することが求められている。

市は、事業者等に対し、活断層の調査等の対応について周知・啓発に努める。

(3) 移転に対する規制緩和等

県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮する。

市は、市民等に対し、移転に対する規制緩和について周知・啓発に努める。

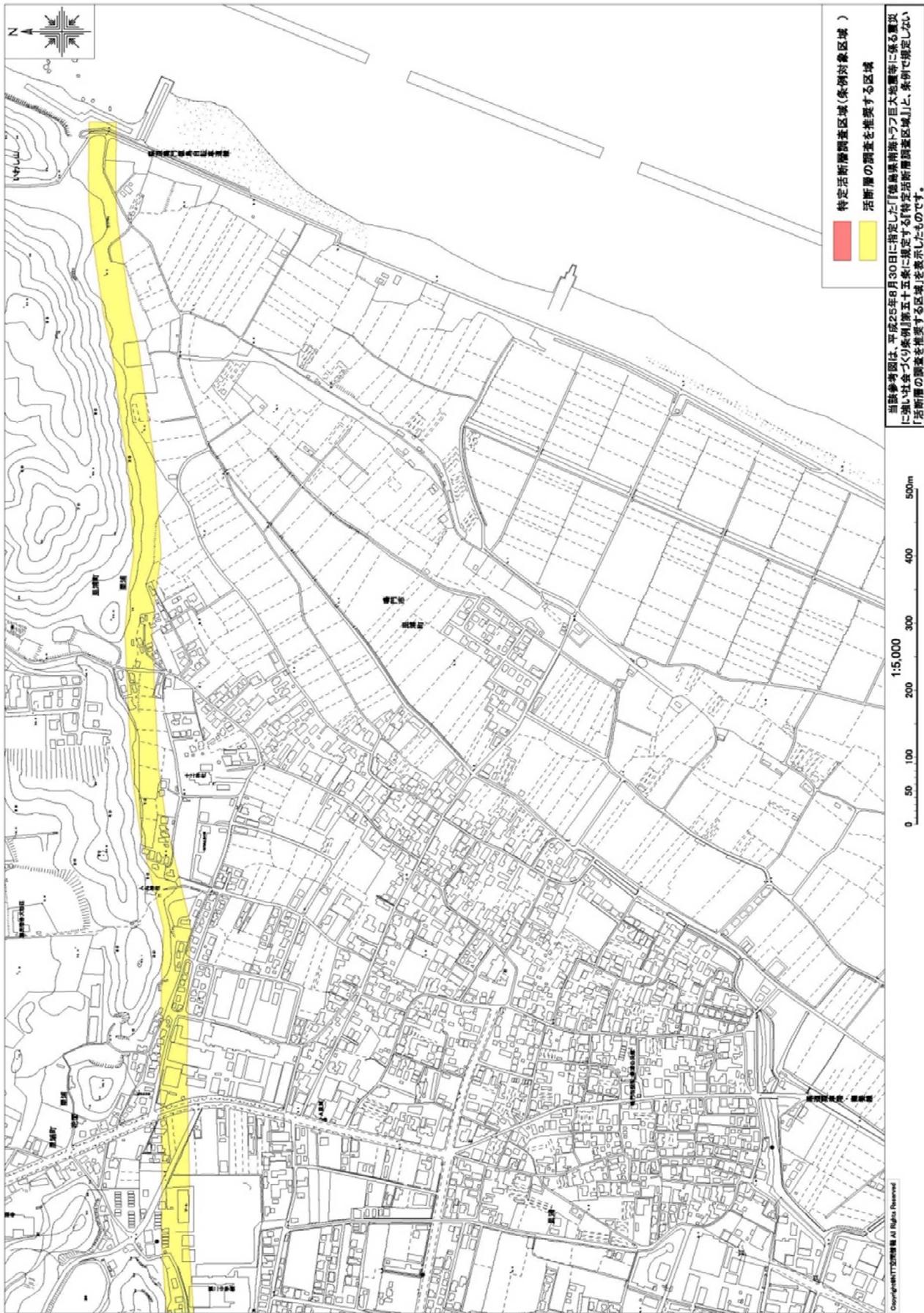
(4) 「活断層の調査を推奨する区域」の周知・啓発

県が「特定活断層調査区域」にあわせて公表した「活断層の調査を推奨する区域」は、特定施設の新築等に際し、ボーリング調査等の地盤調査を行う場合に、あわせて活断層の調査を行うことを勧める区域である。この区域は、「位置がやや不明確な活断層」を基本として設定されており、活断層の調査を実施したとしてもその位置の特定が困難な場合もあることから、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づく活断層調査の実施を求めるものではない。

市は、市民等に対し、この「活断層の調査を推奨する区域」についても周知・啓発に努める。

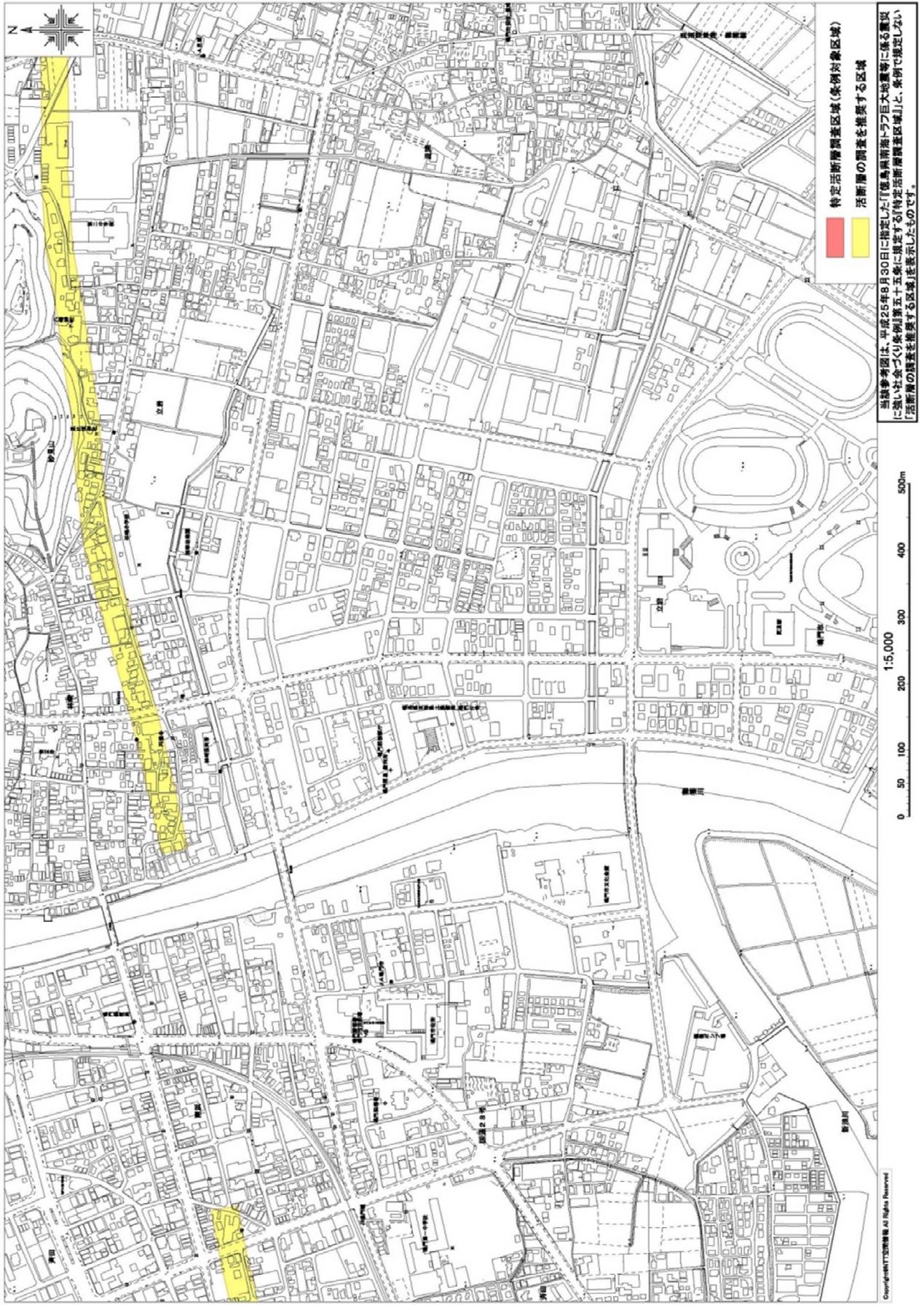
「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を表示した詳細図(1)

参考図



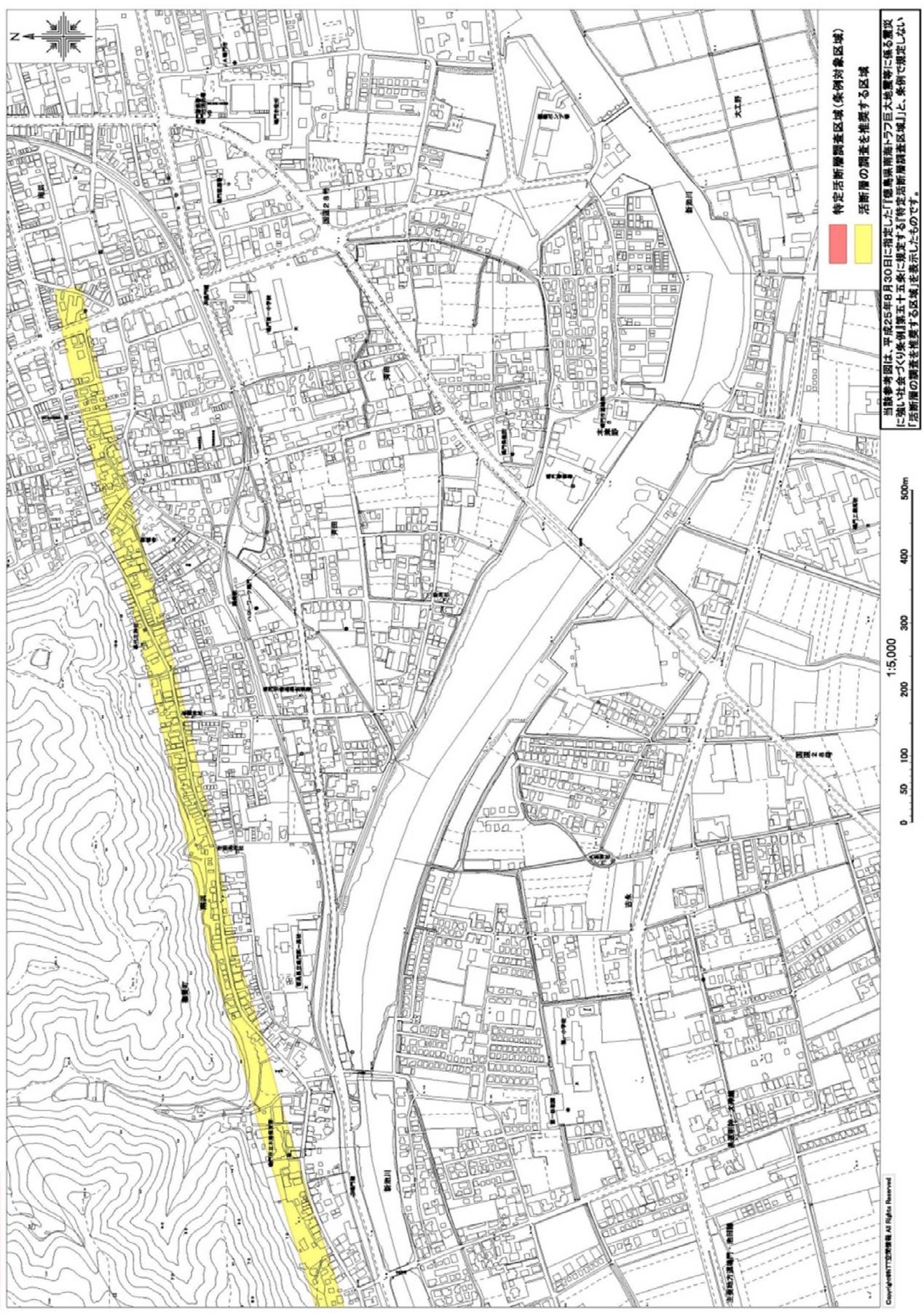
「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を表示した詳細図(2)

参考図



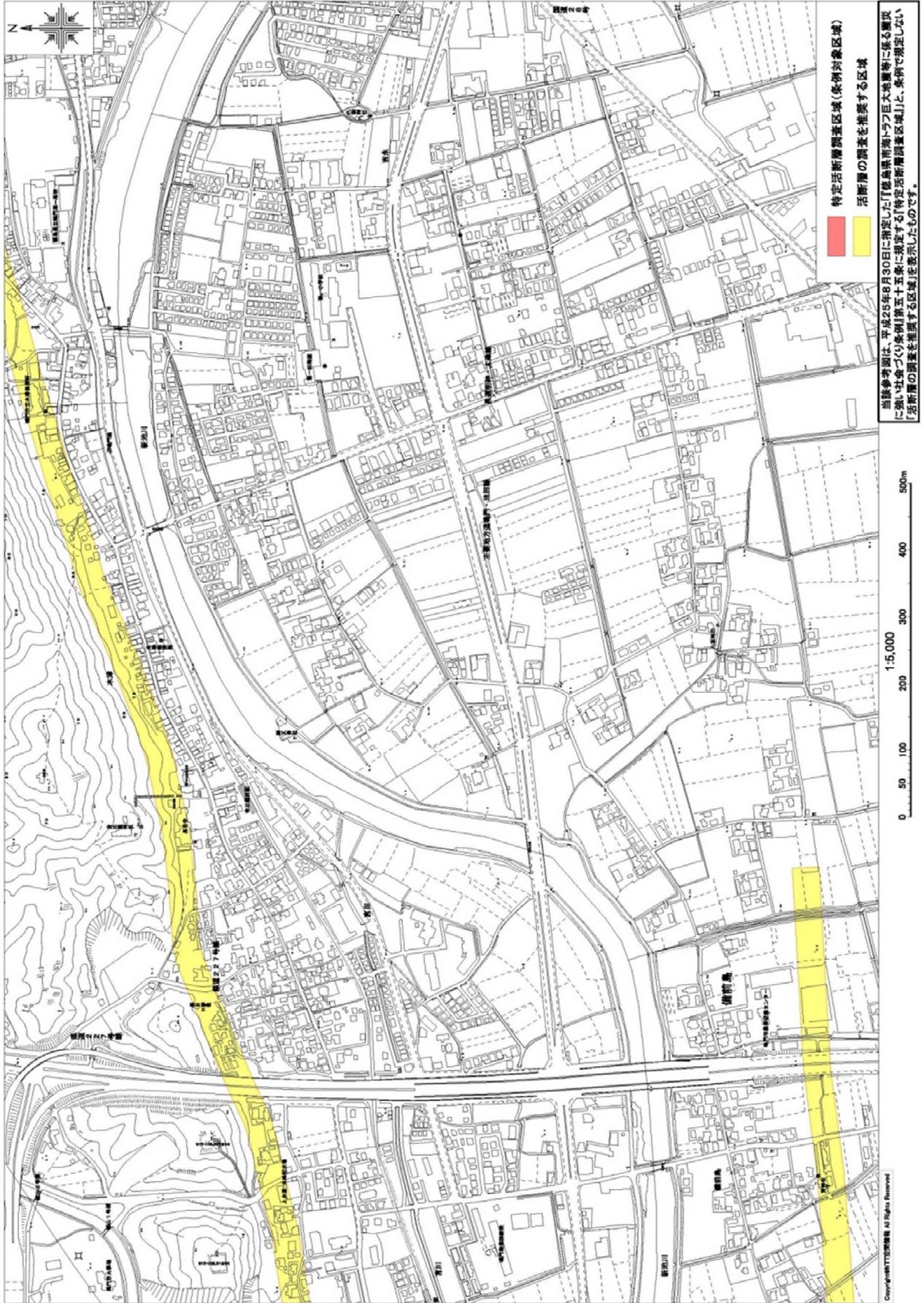
「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を表示した詳細図(3)

参考図



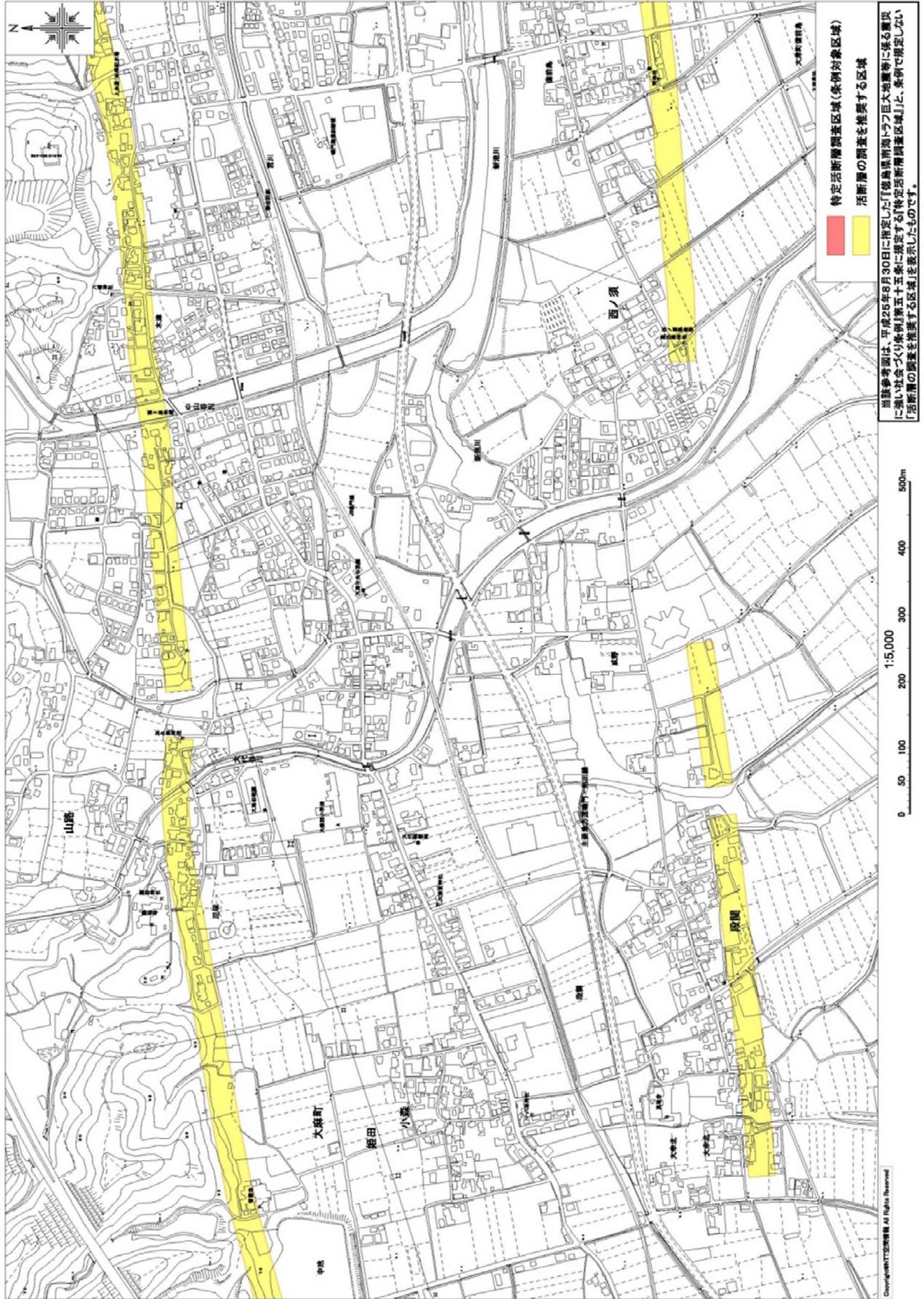
「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を表示した詳細図(4)

参考図



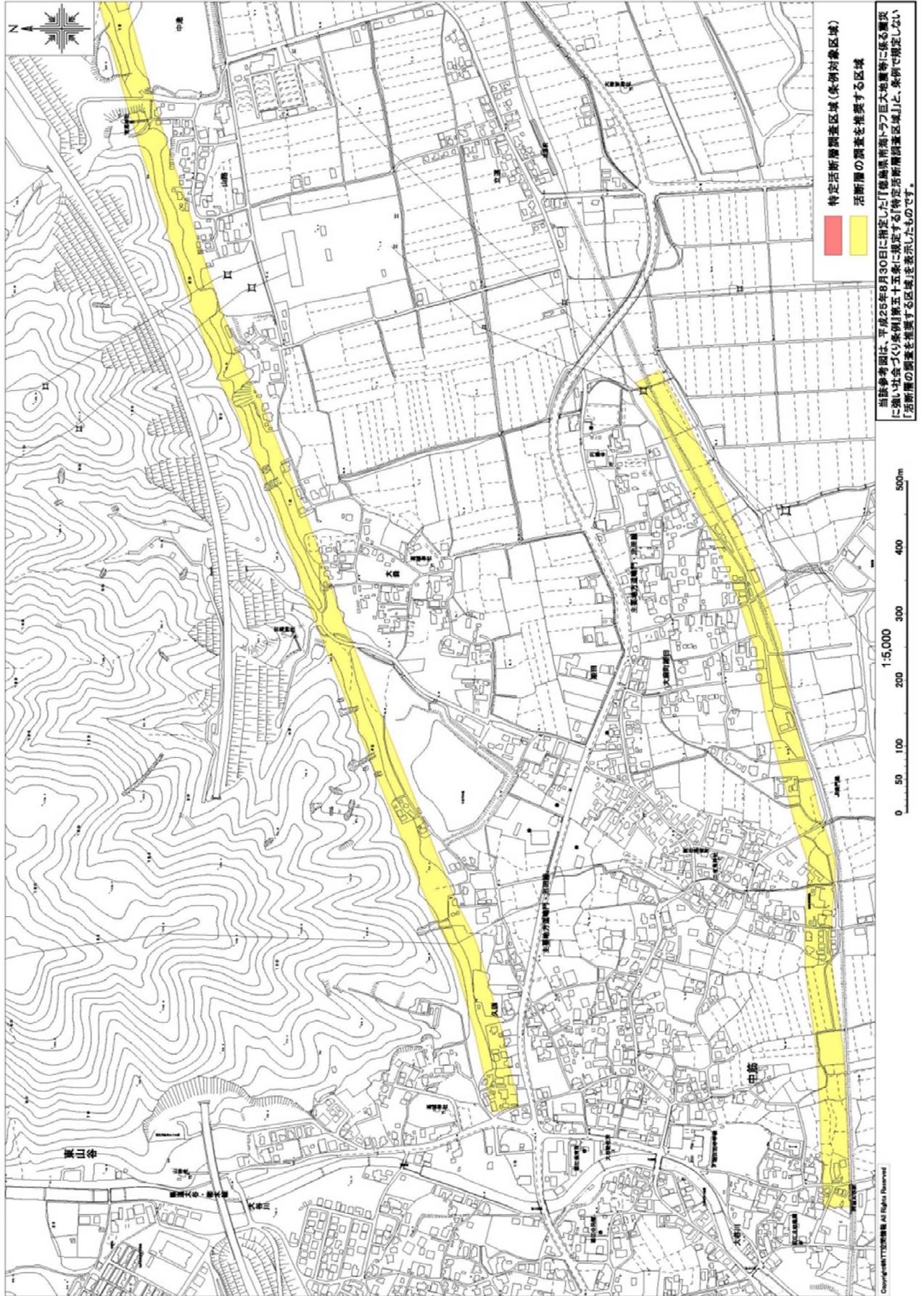
「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を表示した詳細図(5)

参考図



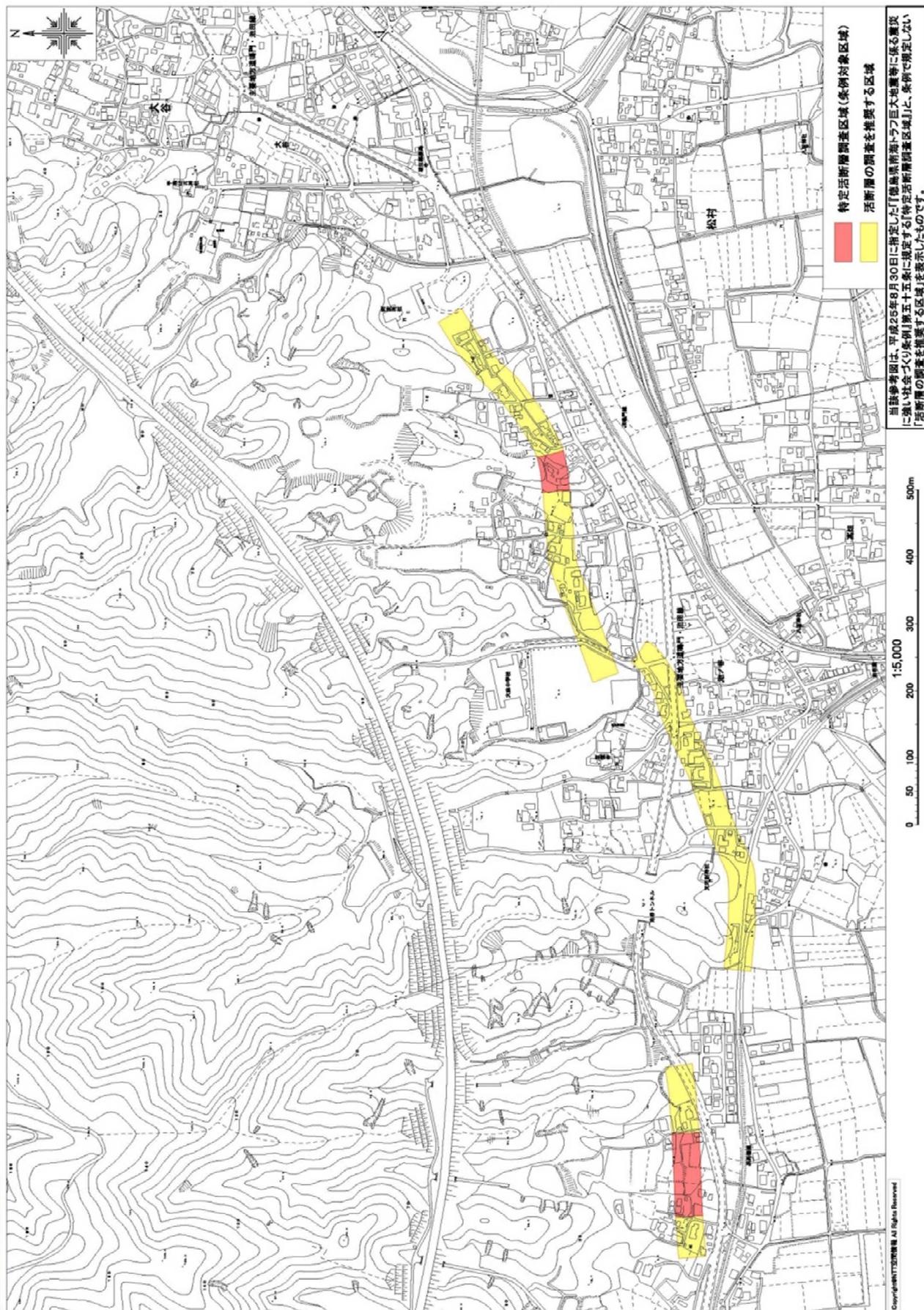
「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を表示した詳細図(6)

参考図



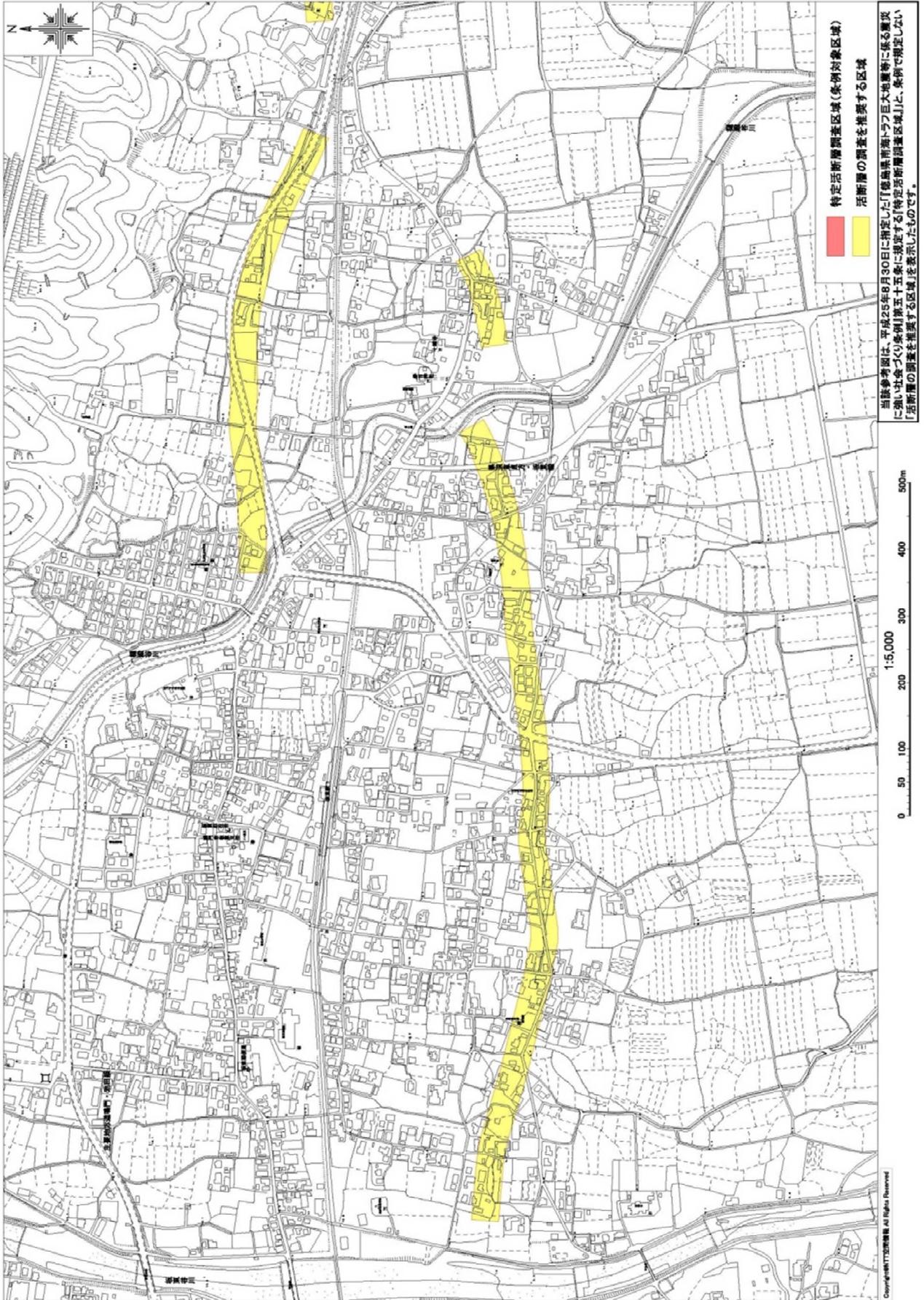
「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を示した詳細図(7)

参考図



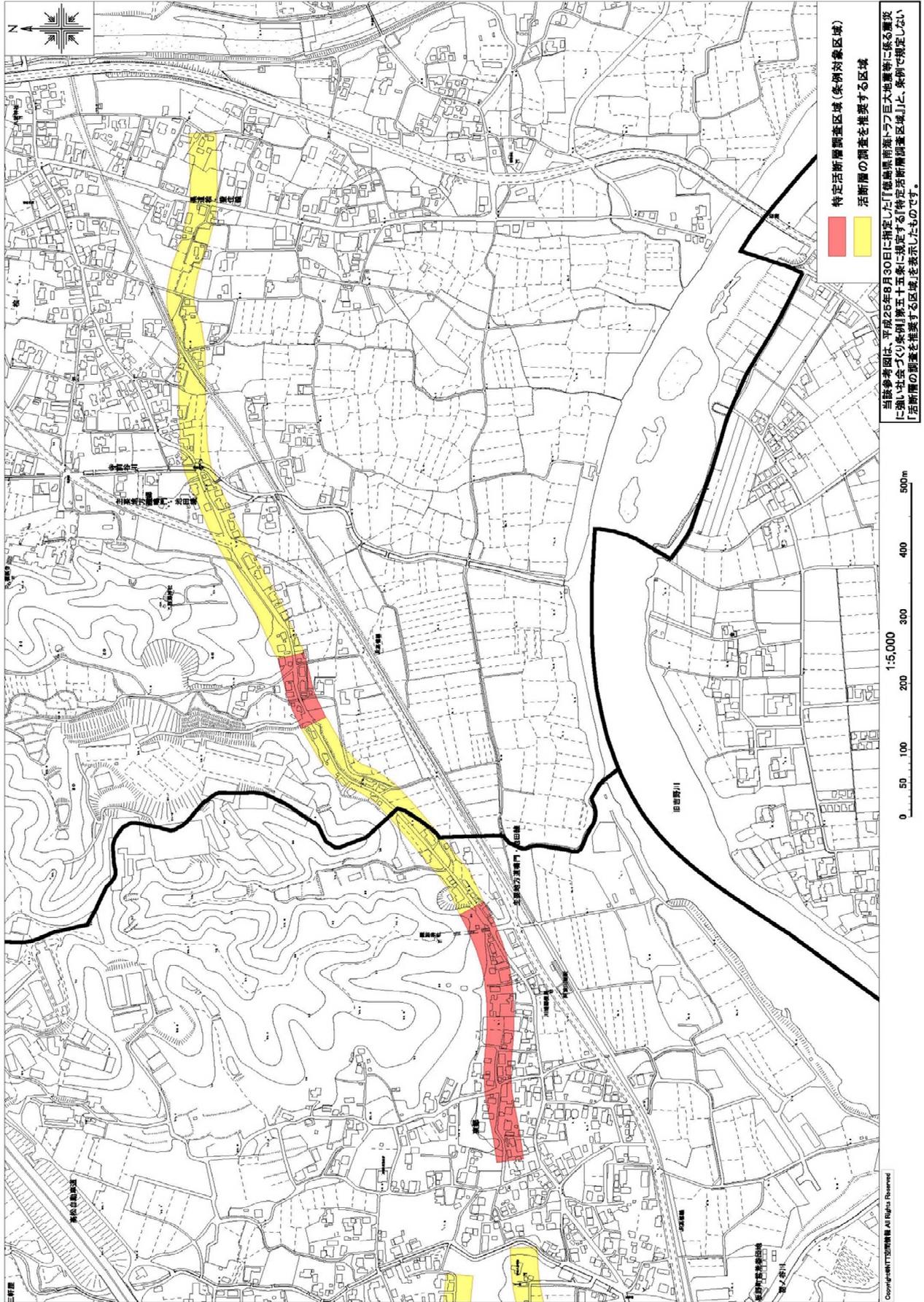
「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を表示した詳細図(8)

参考図



「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」を表示した詳細図(9)

参考図



第5節 水道施設の耐震化

■南海トラフ地震対策編を参照。

第6節 危険物等の災害予防対策

■南海トラフ地震対策編を参照。

第7節 避難対策の充実

■南海トラフ地震対策編を参照。

第8節 火災予防対策の充実

■南海トラフ地震対策編を参照。

第9節 自治体業務継続計画（BCP）

■南海トラフ地震対策編を参照。